

緑の保全・回復

～残された緑の保全と緑化の推進～

【重点分野の目標の達成状況】

市域面積の30%に相当する緑の確保

水域を含む全市の緑被率は約29%（1999年調査） 水域を含まない場合は約24%

樹林地【目標値：400ha】

2005年度末の市域における法律、条例等の施策により保全されている樹林地は、前年に比べ8.9ha増加し、155.6haになりました。

農地【目標値：500ha】

2006年1月1日現在の農地面積は、前年より17.1ha減少し、676.2haとなりました。

公園緑地【目標値：1,000ha】

2005年度末の市域における公園緑地は、前年に比べ12.15ha増加し、634.89haになりました。（1,080か所、市民1人当たり4.80㎡）

◆◆◆◆ 樹林地の保全 ◆◆◆◆

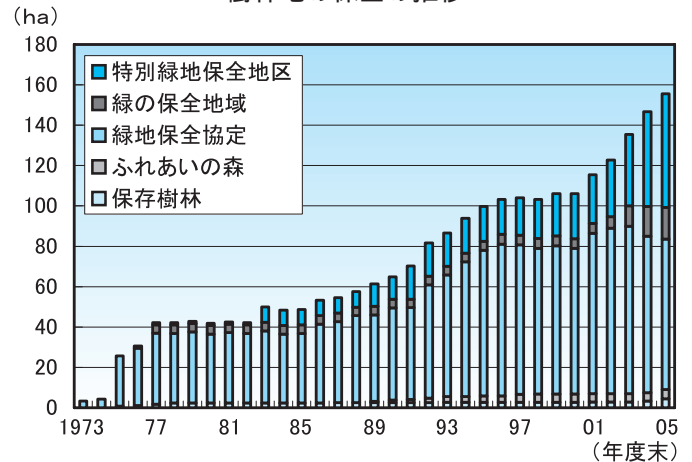
・特別緑地保全地区、緑の保全地域の指定

市内に残る緑を守るため、神社や寺院などの建物と一体となっている樹林地や風致・景観に優れている緑地などを、「特別緑地保全地区」として都市計画に定め、恒久的な緑地の保全に努めています。現在は38か所、約56.3ha指定しています。

また、その他豊かな林相、水辺地などと一体となって良好な緑を形成している緑地を条例により「緑の保全地域」として指定しており、新たに2か所、約1.1haを指定し、現在14か所、約15.8haとなっています。

緑地保全協定は、2005年度6件の締結及び4件の解除があったため、111件、約74.41haが保全されています。

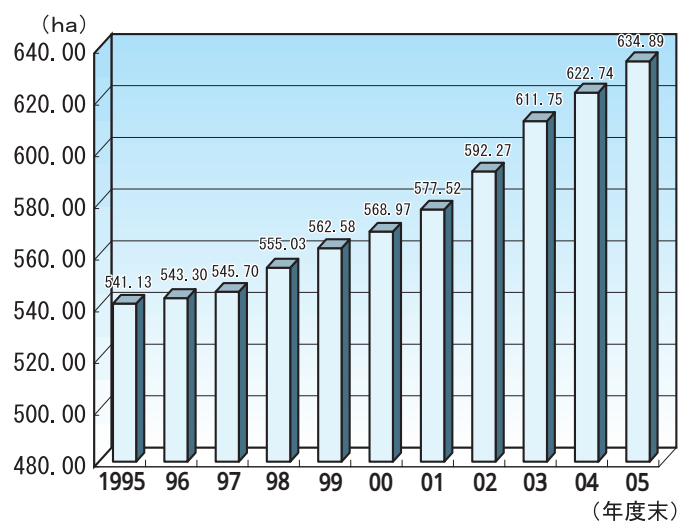
樹林地の保全の推移



◆◆◆◆ 公園緑地の整備 ◆◆◆◆

近年、身近な自然とのふれあいやスポーツ・レクリエーションに対するニーズが高まっています。このような状況から、市街地の全域で歩いていける範囲に、街区公園などの身近な公園の整備を進め、大規模な公園緑地ではその立地特性などから自由時間を豊かに過ごす場としてふさわしい個性と魅力ある公園緑地づくりを進めています。

公園緑地面積の推移



◆◆◆◆ 公園緑地の維持管理 ◆◆◆◆

本市では、公園の維持管理及び運営にも関わりを持つ公園管理運営協議会の設置を、2004年度からモデル事業として実施しています。2005年度末現在、87公園で協定を結んでおり、2006年度から本格実施しています。

また、除草・清掃等の公園愛護活動を行うだけでなく、身近な公園緑地を地域の庭として花壇づくり等の活動を実践する地域の方々と市の間で自主管理協定を締結し、苗木・草花・土壌の提供を行っています。2005年度末現在、41公園で協定を締結しています。